

2025年度 事業計画書



社会福祉法人ぶったあ福祉会

はじめに

今年は、1995年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)」から30年になります。当時はまだ障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)もなく、全国で障害者の“作業所”がそれぞれの思いの中で作られていた時代で、災害に対しての備えどころか危機感もあまりありませんでした。経験したことのない大地震は、一瞬で多くの人の生命を奪い、家を壊しました。目の前の景色を一変させた1日は、今も鮮明に覚えています。

災害は、悲しみと共に、人と人のつながりの大切さや助け合いの大切さを教えてくれました。阪神・淡路大震災以後も大きな災害が続いています。これから起こると言われている南海トラフ地震への対応も問われています。2024年度に感染症や災害に対してBCP(業務継続計画)が義務化になりましたが、策定の難かしさを感じました。

2005年11月に「障害者自立支援法」が公布され、2013年に「障害者総合支援法」が成立しました。その後営利法人が運営する事業所も増えることにより、利用者にとって選択の幅が広がりました。その一方、事業所の不正請求や虐待のニュースが後を絶ちません。そのこともあってか、2025年度から障害福祉事業所の運営指導が強化されるようです。就労継続支援A型、同B型、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスの5事業所について、2025年度から運営指導を3年に1回以上行う。大規模法人に対しては新たに書面検査を導入する案等が、厚労省がこども家庭庁との合同会議で提案されました。又、グループホームに対しても

「地域連携推進会議」の設置が義務化されます。構成員には、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要で、外部の目を入れることにより透明性や支援の質の確保につながるのが目的のようです。

書類や会議が増える一方、低賃金や人手不足の問題がついて回る福祉の世界です。「ぶったあ福祉会」も、利用者の減少、利用者の高齢化(病院対応)、解決すべき課題があります。利用者が安心して地域で生活を送るためにも、安定した運営が必要です。

各事業の見直し、利用者の確保、働きやすい職場環境による人材確保など、2025年度は見直しの年として「共に考え、共に行動」していきましょう。

理事長 中谷勇一

I 法人

1. 事業方針

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ公正に行います。
また、地域福祉の担い手として、福祉サービスの利用者だけでなく、地域に暮らす人びとの「生きる」を支えるため、社会福祉事業にとどまらない、地域のニーズに応える取り組みを実践し、そこから新たな福祉サービスをつくり出していきます。

2. 事業目標

- ①社会福祉法人としての役割を确实に、効果的に、公正に果たす
- ②人権擁護の徹底(虐待防止、苦情解決、個人情報保護)

③社会・地域との関係の維持、促進

④人材確保・育成

3. 役員構成

(1) 理事・監事

- ・定数 理事 6 名、監事 2 名
- ・任期 2023 年 6 月の定時評議員会～2025 年 6 月の定時評議員会
- ・理事長 中谷勇一
- ・理事 小南廣之、中村明裕、藤永憲、長濱豊実、中谷秀子
- ・監事 加藤公朗、安藤眞一

(2) 評議員

- ・定数 7 名
- ・任期 2021 年 6 月の定時評議員会～2025 年 6 月の定時評議員会
- ・評議員 五百蔵聡、岡田有美、桑名泰広、中谷佳枝、平田國雄、福島幸、前羽小百合

(3) 評議員選任・解任委員

- ・定数 5 名
- ・任期 2021 年 6 月の定時評議員会～2025 年 6 月の定時評議員会
- ・委員 加藤公朗、安藤眞一、上野あけみ、西山満利子、伊郷真一郎

4. 理事会・評議員会の開催予定

月	会議	議案
6 月	評議員選任・解任委員会	新評議員の選任
	理事会	事業報告・決算報告、監査報告
	評議員会	承認
11 月	理事会	補正予算
3 月	理事会	事業計画・新年度予算
	評議員会	承認

※上記のほか、必要に応じて開催する。

5. 研修計画

時期	研修名
4 月	障害者問題を考える兵庫県連絡会
	令和 7 年度第 1 回サービス管理責任者連絡会議
	「障がいへの理解」内部研修（障害者支援センター）
5 月	淡路市障害者自立支援協議会基礎研修会

	「障がいへの理解」内部研修（グループホーム）
6月	食品衛生講習会
	安全運転管理者講習
7月	SST研修会
	令和7年度第2回サービス管理責任者連絡会議
	令和7年度第1回ぶったあ福祉会虐待防止委員会
	第11回教育・医療・福祉・健康連携セミナー
8月	淡路地域障害者雇用・就業支援ネットワーク会議
	令和7年度兵庫県相談支援従事者現任研修
9月	「感染症対策」内部研修（障害者支援センター）
	「感染症対策」内部研修（グループホーム）
10月	聖隷健康講演会
11月	南あわじ市医療的ケア児支援講演会
	兵庫県相談支援専門コース別研修
	令和7年社会福祉法人研修会
12月	社会福祉施設における労働災害防止等にかかる説明会
1月	令和7年度兵庫県サービス管理者更新研修
	人権シンポジウム
2月	「防災対策について」内部研修（障害者支援センター）
3月	「防災対策について」内部研修（グループホーム）

◆多くの職員が研修(外部研修・内部研修)に参加できるようにする。

6. 行事・イベント計画

4月	「兵庫ピープルファースト」お花見交流
	明石海峡公園「2025年春のカーニバルガーデンマルシェ」販売
	「園芸福祉」(海峡公園)
5月	「園芸福祉」(海峡公園)
	「兵庫ピープルファースト」勉強会
6月	「すくすくフリーマーケット」販売
	石屋小学校2年生「小さな店」見学と交流
7月	「淡路市夏まつり」販売と参加(海峡公園)
	「園芸福祉」(海峡公園)
	「東浦夏まつり」
	「岩屋納涼盆踊りの集い」販売と参加
8月	「津名教育研究集会」
	「園芸福祉」(海峡公園)
9月	「歯科検診」

	「園芸福祉」(海峡公園)
	「町ぐるみ健診」
10月	「岩屋中学校ワンデートライやる」
	「国生みの島元気っ子フェスティバル」販売と参加
	「がいなハピくるまつり」販売と参加
	「東浦ふれあいまつり」販売と参加
	明石海峡公園「秋のカーニバル」販売
	第10回淡路障害者自立支援の集い
	「つな福祉まつり」参加と販売
11月	「兵庫ピープルファースト会議」参加
	「第15回淡路市社会福祉大会」販売と参加
	「第16回いちのみや住民福祉まつり」販売と参加
	「聖隷健康フェスタ」販売と参加
	「園芸福祉」(海峡公園)
12月	「園芸福祉」(海峡公園)
	「2025年度淡路市人権を考える集い」販売と参加
	「サンタクロースマラソン in 淡路」販売と参加
	「兵庫ピープルファーストクリスマス会&忘年会」
	「ぶったあクリスマス会」
1月	「2025年度障害者問題を考える兵庫県連絡会議第43回総会」
	「石屋小学校と学校で交流会」
	「淡路市人権シネマの集い」販売と参加
2月	「園芸福祉」(海峡公園)
	「石屋小学校3年生とぶったあで交流会」
3月	「ぶったあ1日旅行」
	「園芸福祉」(海峡公園)

8. 職員採用計画

(1) 障害者支援センターぶったあ

正規職員 1名

II 法人が運営する事業

- ◆生活介護
- ◆就労継続支援B型
- ◆共同生活援助
- ◆特定相談支援／障害児相談支援

1. 基本方針

本法人の基本方針に基づき、

- ①個人の尊厳と人権を尊重します。
- ②障害者自身の要望・選択・決定を最大限尊重します。
- ③障害者の地域生活を支援します。
- ④利用者の安全を第一に安心と満足感に満ちた質の高い福祉サービスを提供します。
- ⑤総合的かつ、継続的な福祉サービスを通じ、地域の関係機関と連携し、地域に開かれた事業所を目指します。

2. 運営方針

仲間とともに活動し、生活の節目を作り、人間としての成長発達を迫及する場所として、また様々な活動を通じて、地域との交流を図りながら、社会参加と自立を目指し、明るい未来を求める場所を目指す。

3. 支援方針

- ①個別支援計画に基づき、利用者一人一人のニーズに見合ったサービスの提供を心がける。
- ②利用者が安心して通所できるよう、常に安全で明るく清潔で、利用者と職員が信頼し合える環境作りに努める。
- ③職員が一丸となり、達成感や自信を引き出せるよう支援を行う。
- ④趣味やレクリエーション、創作活動等を通して日中活動の充実を図り、自分の持てる能力が発揮できるよう支援する。
- ⑤利用者一人一人の生活や障害の状態をよく理解したうえで、利用者本人が自己決定できるよう利用者中心の支援をする。

◆生活介護事業

1. 事業所の概要

名 称	障害者支援センターぶったあ 生活介護事業所
所在地	兵庫県淡路市岩屋488-1
種 類	生活介護
定 員	20名
対象者	障害支援区分が区分3以上である者。 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上である者。
管理者	中谷勇一
業務内容	自立した日常生活または社会生活を営む上で、支援が必要な利用者に、日中活動の場を提供することを目的とする。その中で、日常生活上の支援として、排せつ及び食事の介助、創作活動又は生産活動の機会の提供、その

他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援ならびに日常生活における相談及び助言を行う。特に建物の中での支援だけではなく、本人の希望を聞きながらできるだけ外に出て身体を動かしたり、社会参加の機会を作っていく。

2. 管理体制（職員配置）

	管理者	サビ管	看護師	生活支援員	合計
常勤職員	1	1		1	3
非常勤職員			1	9	10
合計	1	1	1	10	13

3. 活動内容

<日課>

時間（午前）	活動内容	時間（午後）	活動内容
9時30分～	ラジオ体操、体調チェック	13時00分～	体操、運動
	手話歌、TV・音楽鑑賞		音楽鑑賞、配達、散歩
12時00分～	昼食	15時00分～	おやつ
	休憩	16時00分～	送迎

<週間（生産活動）>

	月	火	水	金	土
午前	散歩、運動	体操、ダンス	市内配達	聖隷病院販売	運動、散歩
午後	パン配達	菓子配達	菓子・パン配達	パン配達	会議等

※水・日曜・祝日は休み

4. サービス内容

①生産活動

利用者個々の能力に応じた、無理や負担のない作業を通じて、生産する喜びが持てるような作業支援を行う。

②創作活動

利用者の特技、趣味趣向に合わせて、手話歌、折り紙等を職員と一緒に取り組む。

③生活支援

個別支援計画に基づく、日常生活上必要な介助、支援、相談、助言を支援の中心に置き、障害特性とニーズに応じた充実したサービスを提供できるように環境整備・活動を行う。また看護師による健康管理を行い、身体機能の低下を防ぎ、運動機能の維持・向上に努める。

④行事・イベント

明石海峡公園祭り、淡路市・人権教育・自立支援協議会・福祉施設等で販売と参加。

⑤余暇活動

神戸市で開催されるピープルファースト会議等に参加する。

⑥送迎

利用者が事情により送迎が必要な場合は、ミニバン、軽自動車、福祉車両等によって無料で送迎を実施する。ただし、淡路市内に限る。

⑦健康管理

毎朝のバイタルチェック、服薬管理で利用者の健康状態を常に把握する。体調のすぐれない方は、家族等への連絡を行い、必要な方は病院の受診に同行する。また糖尿病や肥満対策として、体操や散歩の機会を増やす。

⑧防災

総合防災訓練、定期の避難訓練、毎月の防災機器の点検確認を実施し、災害時・緊急時に、利用者及び、職員の安全確保のために的確・迅速に指示、行動できるよう備える。

5. 広報・地域活動

定期的に広報誌を発行し、地域や、各団体へ宣伝・周知のためパンフレットの配布やチラシ折り込みを行う。また、ホームページを定期的に随時更新し、情報発信する。地域に根差し、開かれた事業所運営を実現するため、積極的に学生やヘルパー等実習生に現場実習の機会を提供し、また気軽にボランティアとして参加できる受入れ体制を整える。

6. 職員研修・会議等

毎日の職員会議によって、職員間の情報の共有やサービスの改善・向上と意思統一を図り、また日々の振り返りを行うことで利用者の状況把握に努める。専門的知識の習得や、支援のあり方等を学ぶため、内部研修を開催し、外部研修にも積極的に参加して、他機関や他事業所との職員交流も行っていく。

7. 苦情解決

利用者本人や家族、地域の人たちからの意見や声を受け止め、職員間での話し合いを始め、第三者委員に報告し指導を仰ぎながら、利用者にとって信頼のおける事業所であるよう対応にあたる。

8. リスクマネジメント

福祉サービスの特性から、利用者の自立的な生活を重視すればするほど、「リスク」は高まるとの声もあるが、このような「自由」か「安全」かという二者択一ではなく、「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という考え方（クオリティーインプルーブメント）を重視して取り組む。そのために

も、より利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供へと変えていく。普段から利用者とのコミュニケーションを大切にして、利用者の特徴や状態をよく知って理解し、虐待防止や事故防止に努める。また日々、ヒヤリハットを検証し、再発を防止する。

◆就労継続支援 B 型

1. 事業所の概要

①主たる事業所

名 称 障害者支援センターぶったあ
所在地 兵庫県淡路市岩屋 4 8 8 - 1

②従たる事業所

名 称 食堂ひとやすみ
所在地 兵庫県淡路市夢舞台 1 - 3 4

③出張所

名 称 小さな店ぶったあ
所在地 兵庫県淡路市岩屋 1 3 3 0 - 2

種 類 就労継続支援 B 型

定 員 2 0 名（主たる事業所 1 5 名、従たる事業所 5 名）

対象者 通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者。

管理者 中谷勇一

業務内容 利用する障害者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の日常生活における相談及び助言を行う。日中活動の中で係りを割り振り、コミュニケーションをとりながら自主的・意欲的に活動に取り組むようにする。
季節に合わせた各行事（クリスマス会、忘年会、新年会、節分等）や年に 1 回日帰り旅行、年に 1～2 回社会研修外出を実施する。

2. 管理体制（職員配置）

	管理者	サビ管	作業指導員	生活支援員	合計
常勤職員	1	1		2	4
非常勤職員			1	3	4
合計	1	1	1	5	8

3. 活動内容

< 日課 >

時間（午前）	活動内容	時間（午後）	活動内容
9時00分～	厨房（パン、菓子）	13時00分～	厨房、パン・菓子配達
	食堂、小さな店、 草刈り・掃除		食堂、小さな店、 草刈り・掃除
12時00分～	昼食	15時00分～	おやつ
	休憩	15時30分～	送迎

<週間>

	月	火	水	金	土
午前	パン作り	菓子作り	パン作り	パン作り	
	食堂、草刈り、 小さな店、GH 清掃	食堂、草刈り、 小さな店、GH 清掃	食堂、草刈り、 小さな店、GH 清掃	食堂、草刈り、 小さな店、GH 清掃	食堂、草刈り、 小さな店、GH 清掃
午後	パン作り	菓子作り	パン作り	菓子作り	会議等
	食堂、草刈り、 小さな店	食堂、草刈り、 小さな店	食堂、草刈り、 小さな店	食堂、草刈り、 小さな店	食堂、草刈り、 小さな店

※水・日曜・祝日は休み

4. サービス内容

①作業支援

就労の機会の提供及び、生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。

- ・「食堂ひとやすみ」・・・料理・ホール・レジ・洗い場等の担当とともに、接客の対応などを学ぶ。
- ・「小さな店ぶったあ」・・・自主製品であるパンやカップケーキ、駄菓子の販売を通じて、接客の対応などを学び、地域の人たちとの交流の場にする。
- ・パン工房・・・自主製品である食パン・菓子パン・カップケーキ・クッキー等を作る。それぞれの完成までの工程を学ぶ。
- ・草刈り・・・注文を受けた場所（庭・田畑・空地等）の草刈りをし、きれいに仕上げる。
- ・清掃・・・「グループホームぶったあ」の掃除を通して仕事のあり方を学ぶ。
- ・イベントでの販売・・・島内や島外のいろいろなイベントでお菓子やパン、花等を売る。出会いの場所でもある。
- ・その他・・・聖隷淡路病院でのパン販売、絵島の清掃、墓掃除等がある。

②生活支援

個別支援計画に基づく、日常生活上必要な介助、支援、相談、助言を支援の中心に置き、障害特性とニーズに応じた充実したサービスを提供できるように環境整備・活動を行う。

③余暇活動

ピープルファースト活動への参加、イベントへの参加、外出。

④健康管理

必要な利用者に対しては服薬管理をする。毎朝、簡単な健康チェックをし、体調管理に気を付ける。体調が悪そうな場合は、家族等に連絡し、事情によっては病院の受診に同行する。

⑤送迎

利用者が事情により送迎が必要な場合は、ミニバン、軽自動車、福祉車両等によって無料で送迎を実施する。ただし、淡路市内に限る。

⑥防災

総合防災訓練、定期の避難訓練、毎月の防災機器の点検確認を実施し、災害時・緊急時に、利用者及び、職員の安全確保のために的確・迅速に指示、行動できるよう備える。

5. 広報・地域活動

定期的に広報誌を発行し、地域や、各団体へ宣伝・周知のためパンフレットの配布やチラシ折り込みを行う。また、ホームページを定期的に随時更新し、情報発信する。地域に根差し、開かれた事業所運営を実現するため、積極的に学生やヘルパー等実習生に現場実習の機会を提供し、また気軽にボランティアとして参加できる受け入れ体制を整える。

6. 職員研修・会議等

毎日の職員会議によって、職員間の情報の共有やサービスの改善・向上と意思統一を図り、また日々の振り返りを行うことで利用者の状況把握に努める。専門的知識の習得や、支援のあり方等を学ぶため、内部研修を開催し、外部研修にも積極的に参加して、他機関や他事業所との職員交流も行っていく。

7. 苦情解決

利用者本人や家族、地域の人たちからの意見や声を受け止め、職員間での話し合いを始め、第三者委員に報告し指導を仰ぎながら、利用者にとって信頼のおける事業所であるよう対応にあたる。

8. リスクマネジメント

福祉サービスの特性から、利用者の自立的な生活を重視すればするほど、「リスク」は高まるとの声もあるが、このような「自由」か「安全」かという二者択一ではなく、「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という考え方（クオリティーインプルーブメント）を重視して取り組む。そのためにも、より利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供へと変えていく。

普段から利用者とのコミュニケーションを大切にして、利用者の特徴や状態をよく知って理解し、虐待防止や事故防止に努める。また日々、ヒヤリハットを検証し、再発を防止する。

◆共同生活援助（グループホーム）

1. 事業所の概要

名 称 グループホームぶったあ
 所在地 兵庫県淡路市岩屋４８８－１
 種 類 共同生活援助
 定 員 「ここから」６名 「歩歩」４名 「いろは」６名
 住 所 「ここから」 兵庫県淡路市岩屋６００－１
 「歩歩」 兵庫県淡路市岩屋６０１
 「いろは」 兵庫県淡路市岩屋６０４
 対象者 障害支援区分が区分２以上に該当する知的、身体及び精神障害者。
 管理者 伊郷真一郎
 業務内容 グループホームを利用する障害者に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の支援や、その他の必要な日常生活上の世話をを行う。又、生活等に関する相談及び助言、日中活動の場や、就労先やその他関係機関とも連携する。

2. 管理体制（職員配置）

	管理者	サビ管	世話人	生活支援員	合計
常勤職員	1	1	3		5
非常勤職員			6	8	14
合計	1	1	9	8	19

3. 活動内容

<日課>

時間	活動内容	時間	活動内容
16時00分～	団らん	20時00分～	自由時間
17時00分～	入浴	21時00分～	消灯
18時00分～	夕食	6時00分～	起床
19時00分～	T V視聴	7時00分～	朝食

4. サービス内容

①生活支援

日常生活の中で利用者同士の話し合いや合意による最低限のルールを決め、それ以外は個々の生活リズムや意向・ニーズに基づき自ら意思決定ができるよう支援する。また個人のプライバシーや自由時間の確保に努めていく等安心安全に暮らせるよう支援する。

②行事・イベント・地域活動

余暇活動の充実、町内活動やイベント等に積極的に参加していく。地域への貢献も含め、地域の一員として好ましい人間関係を築いていく。

③健康管理

健康管理への配慮、服薬、通院、規則正しい生活や衛生面についての助言等の支援を行う。糖尿病や肥満対策として、グループホームでの散歩の機会を作る。また食事内容についても考慮し対応する。疾病の早期発見と早期治療については、朝夕の健康チェックを含め、グループホームと日中の事業所間での連携を図り、年1回の健康診断、年齢に応じた各種検診にて早期発見に努める。必要な人は、病院の受診に同行する。

④防災

年2回の総合防災訓練を行い、それ以外に、火災、地震、津波、水害等を想定した避難誘導訓練を実施し、緊急事態にも対応できるようにする。

5. 職員研修・会議等

利用者へ適切なサービスが提供されるよう、内部研修を充実させ、外部への研修も積極的に参加していく。また、職員間での情報の共有、コミュニケーションの場として、グループホーム会議を開催していく。

6. 苦情解決

利用者及びご家族からの苦情に対して、第三者委員に報告し指導を仰ぎながら、適切な対応を行うことにより、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、社会的な信頼を向上させ、利用者に健全な支援を提供する。

7. リスクマネジメント

福祉サービスの特性から、利用者の自立的な生活を重視すればするほど、「リスク」は高まるとの声もあるが、このような「自由」か「安全」かという二者択一ではなく、「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という考え方（クオリティーインプルーブメント）を重視して取り組む。そのためにも、より利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供へと変えていく。利用者の安心・安全の確保のため、事故防止、虐待防止等を図るため日々のヒヤリハットを検証し、緊張感をもって支援にあたり、安全の徹底と再発防止に努める。

8. 地域との連携等

共同生活援助の事業が、地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図る。利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに市の担当者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域との連携により、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を目的として、地域連携推進会議を設置し、年1回以上開催する。またすべての住居に外部の目を入れ透明性を確保するため年1回以上地域連携推進員が見学する機会を設定する。

◆特定相談支援／障害児相談支援

1. 事業所の概要

名 称	相談支援事業所ぶったあ
所在地	兵庫県淡路市岩屋488-1
種 類	特定相談支援／障害児相談支援
対象者	障害福祉サービスを申請した障害者(児)であって、淡路市がサービス等利用計画案の提出を求めた者
管理者	藤坂幸広
業務内容	障害福祉に関する様々な情報提供や助言、又はそのサービスを利用するためのサービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要な場合に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を行う。

2. 管理体制（職員配置）

管理者	1名（主任相談支援専門員と兼務）
主任相談支援専門員	1名（管理者と兼務）
相談支援専門員	1名（常勤職員）

3. サービス内容

①基本相談支援

障害者の福祉における様々な問題について、本人及び保護者の相談にのり、情報提供や相談支援を行う。また、成年後見人制度といった障害者の権利擁護についての相談も行う。相談窓口に関しては、基幹相談支援センター、特定相談支援事業所となっている。

②計画相談支援

・サービス利用支援

サービスの申請時に、障害者本人及び保護者との面談を行って、困り事や将来について相談を行いつつサービス等利用計画を作成する。サービスの利用開始にあたっては、サービスを提供する事業者と連絡を取りながら調節を行い、効果的にサービスが提供されるように図る。

・継続サービス利用支援

提供されたサービスの利用状況、及び生活上で効果的に用いられているかモニタリングを行い、サービス事業者と連絡調整をしながら適切に運用される様にサービス等利用計画を見直す。

③障害児相談支援

- ・ 障害児支援利用援助

障害児通所支援を利用する際の申請時に、適切なサービスが提供されるように障害児支援利用計画の作成を行うと共に、サービス利用開始にあたって事業者などと連絡調整を図る。

- ・ 継続障害児支援利用援助

提供されたサービスの利用状況、及び生活上で効果的に用いられているかモニタリングを行い、サービス事業者と連絡調整をしながら適切に運用される様に障害児支援利用計画を見直す。

4. 専門的な人材の確保及び養成

医療ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して専門的な対応ができるよう体制の確保に努める。

- ① 関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努める。
- ② 基幹相談支援センター主催の学習会に参加しスキルアップを図る。

5. 地域の体制作り

基幹相談支援センターや特定相談支援事業所と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う。

6. 今年度の目標

自立支援協議会や地域の関係機関とのつながりを活かし、淡路島内の福祉動向について情報を確認し、法人内各事業と連携して利用者の地域生活を支える。

行政と密に連携を図り、今年度は計画相談支援、障害児相談支援ともに 10 名の新規利用者確保を目指す。